

令和7年度 第10回豊能町教育委員会会議（1月定例会）会議録

日 時： 令和8年1月21日（水） 午後2時00分開会

場 所： 豊能町役場 2階 大会議室

出席者：	教育長	板倉 忠
	教育委員	宮崎 純光
	教育委員	小松 郁夫
	教育委員	馬渡 秀徳
	教育委員	増田 ゆか
事務局：	こども未来部長	仙波 英太郎
	教育総務課長	池田 拓也
	義務教育課長	峯 亜希子
	こども育成課長	高田 浩史
	生涯学習課長	中谷 匠
	教育総務課主査	泉 尋

傍聴者： 4名

会議次第

○審議事項

第19号議案 豊能町立学校等屋内運動場及び施設設備の使用に関する
条例改正の件

第20号議案 豊能町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める
条例改正の件

第21号議案 豊能町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める
条例制定の件

第22号議案 令和8年度義務教育学校管理職人事について

○各課・室からの報告

【教育長】

定刻となりましたので会議を始めさせていただきます。ただいまの出席委員は4名です。過半数に達していますので、令和7年度10回豊能町教育委員会会議1月定例会を開会いたします。

会議録署名人を宮崎職務代理にお願いします。それでは議題に入ります。
本日は審議事項が4件ございます。

まず初めに第19号議案「豊能町立学校等屋内運動場及び施設設備の使用に関する条例改正の件」でございます。事務局より説明をお願いします。

【教育総務課長】

第19号議案「豊能町立学校等屋内運動場及び施設設備の使用に関する条例改正の件」につきまして、ご説明をさせていただきます。

改正の理由でございますが、令和8年4月に、東西地区に義務教育学校を開校することから、所要の改正を行うものでございます。

改正の概要につきましてご説明申し上げます。

令和8年4月から今までの各小中学校を統合し、東西地区に義務教育学校を開校とすることから、本条例の第2条に規定しております、現在の各小中学校の名称をそれぞれ「とよの東学園」、「とよの西学園」に改正します。それと同時に、この条例では使用料を定めておりまして、定めている設備のうち、近年使用実態がないものについて、今回の改正に伴い、整理をさせていただきますものでございます。

附則といたしましてこの条例につきましては、令和8年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【委員】

この使用料は何に対しての使用料でしょうか。

【教育総務課長】

この条例に定めております使用料とは、屋内運動場である体育館や、幼稚園、保育所の遊戯室、屋外運動場、グラウンド、あとは、学校、保育所、幼稚園等に備えておりますピアノやプール設備、これらの使用料を現在の条例で定めているところでございます。

今回改正に当たりまして整理させていただきたいと思っておりますのは、ピアノの使用料とプールの使用料です。

この項目につきましては、この条例が昭和50年に制定されていまして、当時このような文化施設やスポーツ施設がございませんでしたので、公共施設にあるものを利用して住民の皆さんに利用していただくという趣旨で、整備されていたのであろうと推測されます。

現在は、スポーツセンターシートスもございますし、ピアノについてもご家庭でも簡単に電子系ピアノを調達されることもございますので、この部分を削除することと致しました。

プールにつきましても、今までは各学校のプールで学校の授業をしていたのですが、令和8年4月からは、スポーツセンターシートスの方で指定管理者の方をお願いするということで進めておりますので、4月からのプールの維持管理は発生しませんので、これを利用するということはありません。よって、この部分を削除させていただくというところでございます。

【教育長】

他、いかがでしょうか。

【委員】

以前、家庭科室を使わせていただいたり、青少年育成協議会の方が音楽室を使ってコンサートをされたりしたことがありましたが、今回の施設使用料の改正には関係ないのでしょうか。
ピアノ使用料がなくなるとのことですが、地域の方が使用されることはないのでしょうか。

【教育総務課長】

家庭科室とかを一般の方に使っていただくという話ですけれども、実際には社会教育団体の方や体育関係の団体さんがご利用になられていることがあります、学校関連の授業で使っていただくというのは、この条例では特に制定されているものではありません。

今回この条例を提出させていただくに当たりまして、ピアノやプールの近年の利用実態を各学校の校長にも確認したのですが、そういう実態はないという話でしたので、今回この部分は削除させていただこうと考えました。

学校の授業の一環で、どこかの部屋を使うというようなところは、校長の判断でされているのではないかと思います。

【委員】

学校に関わる地域の団体さんと一緒にやるようなイベントについては、お金が発生しないということですが、以前、個人やグループで太鼓を貸して欲しいということがありました。それを校長判断でとお答えしていただかないといけなくて、他の校長先生に相談したいというようなことがありましたので、ガイドラインがあると嬉しく思います。

特に新しい学校になって、いろんな施設が新しいから地域の方が使ってみたいとか、ボランティアサークルの方が学校と関係なく使わせてほしいみたいなことはないのでしょうか。

【教育総務課長】

ボランティア団体や地域でご活躍いただいている団体の方が、学校設備を使わせてほしいというのはあると思うのですが、その方たちは社会教育団体や登録されている団体の方で、今までは使用料は減免をしていますので、使用料は発生していません。

そういう形で使っていたいた体育館や運動場というのは、今現在もそういう利用の実態はあります。

ただ、それ以外のところでは、校長に確認した範囲では利用はないというように伺っています。

今後、そういう方が出てくるようなことがあれば、そこはまた検討しないといけないという気はしますが、ここ5年、10年ぐらいは実態がないというところに基づいて、今回整理するタイミングで提出しました。

【教育長】

基本的には学校の音楽室とかを貸し出すという基準はありませんので、貸し出すことは出来ないのではと思っております。

学校や子どもに関わる行事や事業では使えると思いますが、それは貸し出しではないと思います。

よろしくお願いします。

【委員】

非常に設定料金が安いと思うのですが、反社会的な団体からの申し出があったときに、町の方では使用してもよいという許可を出す基準とかはあるのでしょうか。

【教育総務課長】

今回条例に残す、運動場等を使用したいという許可の申請につきましては教育委員会が申請を承っております。

公の施設を貸すわけですので、基本的にはこの条例に関わることなく、反社会的な団体の方や宗教的な行為をされる方について許可はしないというようになっていますが、どういう手法で確認するかという点について課題は残るかとは思いますが、申請すればすべての方が許可を受けるというものではございません。

【教育長】

申請書に内容などすべて書くところがありますので、それを見て許可を出すか出さないか判断をするところですが、どの団体にはどういう線引きをするのかというところは難しいところでございます。

他、いかがでしょう。

それでは質疑を終結いたします。採決を行います。

第 19 号議案「豊能町立学校等屋内運動場及び施設設備の使用に関する条例改正の件」賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、第 19 号議案は可決されました。

次に、第 20 号議案「豊能町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例改正の件」でございます。

事務局より説明をお願いします。

【こども育成課長】

第 20 号議案「豊能町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例改正の件」につきまして、議案書、改正案文、新旧対照表及び議案概要に沿ってご説明いたします。

本件につきましては、令和 8 年 4 月より開始するこども誰でも通園制度に関する条例として、令和 7 年 11 月教育委員会会議にてご審議いただいた後、12 月町議会の採決を経て公布されたものですが、今回、当該条例の基となる国の基準が改正されたため、これにあわせて町条例についても改正を行うものです。

まず、5 枚目の議案概要をご覧ください。

改正する条例の名称は、「豊能町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例」です。改正の理由は、国において「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」が改正されたため、規定の整備を行うものです。

今回の改正内容は、主に現行の規定の文言等の整理を行うものであり、追加の条文を除いて、実質的に大きな基準の変更を行うものではありません。

主な追加条文としては、第 23 条の 2 において、設備及び職員の基準の特例に関する条文を追加しています。この条文は、離島その他の理由により認定こども園・幼稚園・保育所や地域型保育事業の確保が著しく困難である地域で乳児等通園支援事業を実施する場合には、設備の基準や職員の基準は適用しないとの規定であり、実質的に豊能町においては該当いたしません。

続いて、1 枚目の議案書をご覧ください。第 20 号議案「豊能町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例改正の件」です。提案理由は、先程議案概要でご説明したとおりです。

続いて、2 枚目の改正案文をご覧ください。各条文のうち主な改正部分について概要を説明いたします。

第 9 条から第 18 条では、「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改正するなどの文言の整理を行います。

第 22 条では、改正前の条文においては乳児室及びほふく室の面積を子ども 1 人につき 3.3 平方メートルとしていたところを、国の基準通り、乳児については 1.65 平方メートル、満 2 歳に満たない幼児については 3.3 平方メートル以上とすることを規定するために、同条第 2 号及び第 3 号を改正するものです。

次のページをご覧ください。第 23 条では、改正前の条文においては一般型乳児等通園支援事業所の保育士に地域限定保育士を含む規定としていたところ、国の基準改正にあわせ、改正前の国家戦略特別区域法に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む規定を追加するものです。

第 23 条の 2 ではあらたに条文が追加されていますが、その内容は、先程概要説明書でご説明

した通りです。

第 27 条及び 28 条においては文言の整理を行います。

附則として、施行期日は令和 8 年 4 月 1 日としています。

その他参考資料として、新旧対照表をご覧ください。

説明は、以上でございます。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

【教育長】

説明ありがとうございました。それでは質疑を行います。

【委員】

個人情報についてですけれども、第 18 条の乳児等通園支援事業所の職員は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならないと書いてしまうと、どこまでが秘密になるのかという気がしますので、個人情報と書いたほうがいいのかなと思いました。また、表現の方法ですが、正当な理由というのは曖昧な表現であり、基本的には個人情報というのを出すべきではないと思いますし、秘密のところをもう少しはっきり書いた方がいいのかなと思いました。

【こども育成課長】

委員のおっしゃる通り、その秘密という言葉の定義はいろんな解釈があると思いますが、今回国の基準に沿って、制定しているものでございます。

【こども未来部長】

補足させていただきます。

個人情報につきましては民間や公にかかわらず、個人情報保護法によって自分自身が保有する個人情報については、不特定多数の方に渡してはいけないというのが法律で定められております。

個人情報としてしまいますと、氏名や生年月日、住所、顔写真などで個人を識別できる情報に限られてしまうのですが、秘密という言葉はその保護者の個人情報がわかるかわからないにかかわらず、個人の秘密にしたいと思っていることが個人の情報として漏れるのを防ぐという意味でもあるので、秘密という言葉を用いているのかなと思います。

個人情報については別途法律がありますので、その中の規定で守られるというふうには認識しています。

【委員】

わかりました。

【教育長】

他、いかがでしょうか。

【委員】

二点伺いたいのですけれども、一点目は事業者という言葉を実業所に改めるのは、国からの要請なのかということ。

二点目は、防止という言葉に禁止というふうに変えるという案ですが、この条文を見たらもと禁止すべきことだったのに改正前は防止という言葉を使っていたのはなぜなのかということ。

【こども育成課長】

事業者を実業所として変えるという点と、虐待等の防止を虐待等の禁止に変えるというところですが、これはいずれも国の基準が改正されたものに伴うものです。

こども誰でも通園制度について国の方でもなかなか決まってない部分が多いようで、国の条例の基準の提示とかも非常にスケジュール的に後ろ倒しになっていて、すぐさま改正が回ってくるような状況でございます。国の方もその中で出てきた文言であろうと思われます。

【委員】

私の理解では、事業者は人に対する定義であり、事業所は組織をさすと思います。組織の方に責任を持たせて、権限を規定するという法令上の定義の仕方であり、人よりは組織そのものに定義を変えて、当然その組織には人がいますから、事業所という組織に対して使うことは妥当性があると考えられるため、私は特に意義はありません。

【教育長】

ただいま説明がありました、第 20 号議案「豊能町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例改正の件」賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって第 20 号議案は、可決されました。

続きまして第 21 号議案「豊能町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件」でございます。事務局より説明をお願いします。

【こども育成課長】

第 21 号議案「豊能町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件」につきまして、議案書及び議案概要に沿ってご説明いたします。

本件につきましては、こども誰でも通園制度の実施に係る新たな基準が国において制定されたため、これに合わせて町条例を制定するものです。

まず、9 枚目、最後のページの議案概要をご覧ください。

制定する条例の名称は、「豊能町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」です。制定の理由は、国において「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準」が定められたことから、同基準を踏まえて、本町においても規定を整備するものです。

条例の概要につきましては、令和 8 年 4 月 1 日からこども誰でも通園制度が開始されることに伴い、当該事業が子ども・子育て支援法に規定する新たな給付事業と位置付けられたことを踏まえ、その給付対象事業について乳児等通園支援事業者が事業運営に当たり遵守すべき事項等について定めるものです。

なお、この条例は、本日の第 20 号議案で条例改正の採決をいただいた「豊能町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例」と似た名称でございます。この二つの条例の違いについて簡単に説明すると、第 20 号議案の条例は、児童福祉法に基づき、主に乳児等通園支援事業所が整備すべき施設や職員に関する事項等、事業所認可に関する事項を規定しています。

一方で、第 21 号議案の条例は、この事業を子ども・子育て支援法に基づく給付対象事業として実施するにあたり、事業所が事業運営にあたって遵守すべき基準等の細部について定めたものです。

続いて、1 枚目の議案書をご覧ください。第 21 号議案「豊能町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」制定の件です。提案理由は、先程議案概要にてご説明したとおりです。

続いて、2 枚目の条例案文をご覧ください。

まず、目次をご覧ください。本条例は、第 1 章から第 3 章まで、合計 33 の条文から成り立っています。第 1 章の総則では、第 1 条～第 2 条において、条例制定の趣旨等を規定しています。第 2 章の第 3 条～第 32 条においては、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を規定しています。第 3 章の第 33 条では、雑則を規定しています。

それでは、主な条文について概要を説明いたします。

第1条では、条例制定の趣旨を規定し、子ども・子育て支援法に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関して必要な事項を定めるものとしています。

第2条では、一般原則として特定乳児等通園支援事業者が全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境を提供することや、子どもの意思及び人格を尊重すること等について規定しています。

第3条では、事業者が条例に基づき利用定員を定めることを規定しています。

第4条では、事業者が子ども誰でも通園の利用申し込みを受けた後に、保護者とともに当該児童の面談を行う義務等を規定しています。

第11条では、事業者が特定乳児等通園支援を提供した際に、必要な事項を記録すべき義務を規定しています。

第12条では、特定乳児等通園支援に要した費用の支払いについて、通常は利用者に代わって事業者が代理受領すべきところ、事業者が直接保護者から受領する場合の基準等について規定しています。

第15条では、特定乳児等通園支援事業者が自らその事業に関する評価を行うことを義務付け、外部評価を受けながら常にその改善を図ることを努力義務として規定しています。

第19条では、事業者が事業の運営に関する重要事項について、運営規程を定める義務を規定しています。

第24条では、事業所の職員による虐待等子どもの心身に有害な影響を与える行為の禁止を規定しています。

第28条では、事業者が利用者の家族からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するための措置を講じることを義務付けしています。

第30条では、事業所における事故発生の防止及び発生時の対応とともに、事後の体制整備と事後措置について義務付けしています。

第31条では、特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分すべきことを義務付けしています。

第32条では、事業者が事業に係る諸記録を整備し、5年間保存することを義務付けしています。

第33条では、事業者が書面等によって取り扱うことが規定されている記録、作成、保存等の事項について、電磁的記録によっても行うことができる旨を規定するものです。これは、子ども誰でも通園制度の利用申し込みや予約手続きを紙媒体の書面ではなく、インターネットシステムを介して可能とすることなどを規定するものです。

附則として、施行期日は令和8年4月1日としています。

説明は、以上でございます。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

【教育長】

説明ありがとうございます。質疑を行います。

【委員】

第15条の自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行うということですが、誰がどのような形でその評価をされると想定されているのでしょうか。

【こども育成課長】

まず自ら評価を行うというところですが、内部評価的に、例えば利用者のアンケートをとるなどを用いて、自分たちで評価するというのが一つです。あとは外部の者による評価とのことですが、この部分については、この条例等では具体的には記述はしておりませんが、一般的に福祉施設等でも外部評価の導入ということは、あちらこちらで規定されていますので、そのような評価する団体からの評価を受けることを想定しています。

【委員】

評価する団体ということですが、どのような人達が、どのように評価をされるのでしょうか。具体的に保育関係のプロで評価される団体とかがあるのでしょうか。

【こども育成課長】

民間事業者であれば、外部評価を受けて公に積極的に公表されているところがあるのは承知しています。福祉事業ですので、どうしても内部評価だけでは限界があると思いますので、外部の団体からの評価になると思いますが、その辺の細部については今後規則等の中で町としてどのようにしていくかは検討していきたいと思っております。

【教育長】

実際には、学校では学校関係者評価とか第三者評価委員会とか、学校みずからが設置していくところがあります。

民間でも幼稚園などでは、学校関係者評価を実施し、その結果をホームページ等に公表する動きが見られます。

これは、評価を受けることで補助金の加算ポイントが上がり、運営費に反映される制度があるため、事業者自らが委員を選任し、協議会を立ち上げて取り組んでいるものです。

特に今後の運営委託を想定した場合、保護者アンケートや利用者の意見書といった評価をもとに、今後の管理運営規則や補助など、細部まで規定していこうと考えています。

他、いかがでしょうか

【委員】

組織の評価について述べますと、文部科学省管轄の学校や幼稚園に対する評価よりは、厚生労働省管轄のほうが厳しくて、第三者評価まで行うことになっているのではと思います。

高等学校以下の教育機関ではまだ第三者評価を徹底できている事例は少ないのですが、厚生労働省関係の厳格な評価システムを取り入れるのは、私は賛成です。

豊能町が単独で独自の組織を作って評価するには高い専門性や客観性が必要となるため、役所から能力を認定された専門組織や、業界団体が立ち上げた実績のある組織など、社会的な信頼を得ている団体など第三者評価機関を活用する形になるかと思います。

ただ外部機関に評価を委託し、自己評価から始まり第三者評価を完了しても、最終的には豊能町自身が豊能町の子どもの育ちを保障することに関して、子ども達と保護者に責任を果たしていくのが大事だと思います。この規定は是非実行できるようにしていただきたいと思います。

【こども育成課長】

貴重なご意見をいただきましたので、今後事業を運営するに当たりまして、そのことについては十分注意していきたいと思えますし、町でやるときもそうですし、民間事業者である場合も、今後さらに詰めていきたいと思えます。

【教育長】

今後詰めていくと思えますので、よろしくお願いします。

他、いかがでしょうか。

質疑を終結させていただきます。ただいま説明がありました、第 21 号議案「豊能町特定乳児等通園支援事業の運営に関する定める条例」につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、第 21 号議案は、可決されました。

最後に、第 22 号議案 「令和 8 年度義務教育学校管理職人事について」でございます。教職

員人事であるため、豊能町教育委員会会議規則第 5 条の規定により秘密会として審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

全員異議なしと認めますので、第 22 号議案は、秘密会とします。

秘密会での議案審議の前に、前回会議以降の各課の報告を行います。

先に報告事項をさせていただいて、秘密会で終了したいと思います。

【こども未来部長】

- ・教育委員会の抱える現状と令和 8 年度に向けての課題

【生涯学習課長】

- ・イベント関係について

【教育長】

それではこの後、秘密会とさせていただきますので、傍聴者のみなさま並びに関係者以外の事務局職員につきましては退室をお願いいたします。

——非公開——

【教育長】

それでは秘密会を解きます。傍聴者、事務局職員の入室を許可します。初めに報告事項をさせていただきましたが、他にございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

以上で本日の議事はすべて終了いたします。

次に、2 月の教育委員会会議の日程です。2 月 18 日（水）午後 2 時からとさせていただいております。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和 7 年度第 10 回豊能町教育委員会会議 1 月定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉会 午後 4 時 10 分